

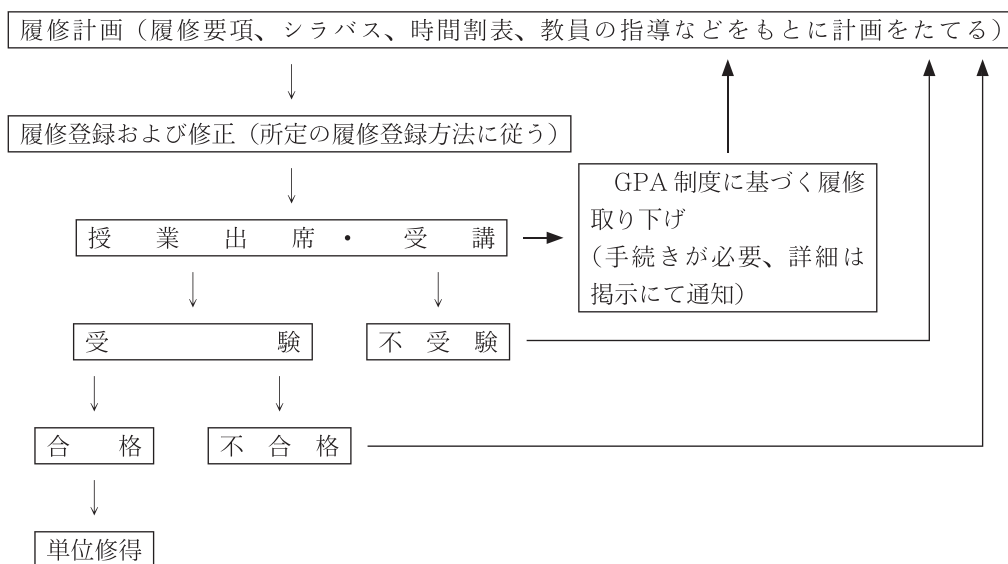
## 6. 科目の履修

### \* 学年配当制

大学の授業は、科目を履修して合格すれば、所定の単位が与えられるという単位制に基づいています。したがって、単位は科目の履修の基準になるものです。また、すべての科目は、学年配当制に基づいて授業が行われます。学年配当制では、当該科目の配当学年より上級の学年生はその科目を履修できますが、下級の学年生は履修できないことになります。たとえば、第2学年に配当されている科目について、1年生はこれを履修できませんが2・3・4年生は履修できることになります。

### \* 履修登録と履修計画

科目を履修するには、あらかじめ履修登録することが必要です。履修登録は、毎年度、4月に設定される履修登録期間に所定の方法によって、その年度の前期分の授業と後期分の授業を一括して行います。また、後期分の授業については、9月に設定される履修登録修正期間に変更できる場合があります。履修登録期間および方法等の詳細については、別途ガイダンス等を通じて説明します。



### \* 通常履修・再履修

科目の履修は、当該年度に配当された科目を履修する通常履修と、単位を修得できなかった科目を再び履修する再履修とに分けられます。再履修は、正規の履修の過程を経て合格しなかった科目について、再び履修することをいいます。不合格科目については、卒業資格単位数が不足している場合を除いて、再び履修する必要はありません。ただし、必修科目は再履修する必要があります。すでに単位を修得した科目を再び履修することはできません。

## 7. 試験区分

試験には、「定期試験（前期試験、後期試験）」、「臨時試験」、「追試験」および「再試験」があります。

### \* 定期試験

定期試験とは、前期終了科目については前期末に、後期終了科目については後期末に、履修登録済みの科目について実施する試験のことをいいます。

### \* 臨時試験

臨時試験とは、科目の担当者が学期の途中に必要なに応じて行う試験のことをいいます。

#### \* 追試験

追試験とは、定期試験を受験する資格があるにもかかわらず、病気や不慮の事故などの正当な理由により定期試験を受験することができなかった科目について行う試験のことをいいます。受験するには診断書等の証明書が必要になります。

#### \* 再試験

再試験とは、第4学年に在学し、当該年度で卒業所要単位数に達せず、その不足単位数が共通教養科目・外国語科目・学部共通コア科目・専門科目を含めて3科目かつ6単位以内の者で、当該年度において不足当該科目の履修登録をして定期試験または追試験を受験し、不合格となった者に行う試験のことをいいます（ただし、不受験は対象となりません）。受験するには、再試験願を事務部に提出しなければなりません。

ただし、卒業論文、卒業制作、実験、実習、実技、演習科目等の単位および出席日数が不足している場合には対象となりません。

### 8. 受験の心得

試験を受けるに際しては、下記の注意事項を熟読のうえ、十分に準備をしたうえで厳正な態度で臨んでください。

#### \* 試験

試験開始のおよそ一週間前に試験時間割表を「総合社会学部掲示板」に掲示します。試験の時間帯は、授業時間帯と異なりますので、注意してください。

(試験の時間割) 定期試験時間は、1時限60分としています。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:30～10:30	11:00～12:00	13:30～14:30	15:00～16:00	16:30～17:30
第6時限	第7時限			
18:30～19:30	20:00～21:00			

※試験に20分以上遅刻した場合は、受験資格は認められません。また試験開始後、45分経過しなければ退室できません。

#### \* 受験資格

- (1) 学生証を所持しない学生には、受験資格は認められません。試験中は、学生証を試験監督の見やすいところに提示しておかなければなりません。万一、学生証を忘れたときは、総合社会学部事務部または学生部学生課（本館1階）で「仮学生証（試験用）」の貸出し（手数料がかかります）を受けてから受験してください。
- (2) 学費その他の納付金の未納者には、受験資格は認められません。それらを未納のまま受験しても成績評価は無効となります。

#### \* 不正行為等

試験での不正行為は絶対に許されません。不正行為があった場合には、学則等により処分されます。

### 9. 成績評価、成績通知、成績照会、学長賞・学部長賞

#### \* 成績評価

授業科目の単位修得の可否は、次のように判定されます。100点満点で、60点以上が「合格」となり、59点以下は「不合格」となります。成績の評価は、追試験を含めて次のように表示されます。

優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）

再試験での成績評価は、60点が最高点です。

なお、授業科目によっては単に「合格」または「不可」という表示で評価する場合があります。履修登録をし

ていて、定期試験等の未受験やレポート未提出などシラバスに記載している成績評価基準に達していなかった場合等は、成績評価が「不受験」と成績通知書に記載される場合があります。

ただし、成績証明書には、不合格になった科目の成績評価は記載されません。成績証明書に記載するのは「優・良・可・合格・認定」のみです。

#### \* 成績通知

成績通知書には、実点で表示されます。成績通知書を前期（9月1週目予定）と後期（3月下旬予定）に保護者宛に郵送します。ただし、第4学年の後期試験後の成績通知書配布は、別途掲示でお知らせします。

#### \* 成績照会

試験を受験したにもかかわらず不受験扱いになっている等、成績評価について疑問があるときは、総合社会学部事務部を通じ、担当教員に対して文書で説明を求めることができます。手続きの詳細については、郵送する成績通知書に同封します。

#### \* 学長賞・学部長賞

学則の定めるところにより、在学中の学業成績が優秀であり、他の学生の模範となる学生に対し、学長賞、学部長賞などが卒業式で授与されます。また、課外活動・クラブ活動などで顕著な成績や功績を挙げた学生は、特別に表彰されます。

### 10. 特待生制度

- (1) 第4学年を除く、各在学年次において、次の条件を満たす学生は、次年度（次学年）の授業料および教育充実費の半額を免除します。

成績上位であること：

2年次進級時 36 単位以上を修得し、前年度の平均点が 85 点以上

3年次進級時 72 単位以上を修得し、前年度の平均点が 85 点以上

4年次進級時 108 単位以上を修得し、前年度の平均点が 85 点以上

- (2) 免除対象学生の採用人数は、各年次において、次のとおりとします。

社会・マスメディア系専攻 4 名以内

心理系専攻 2 名以内

環境系専攻 2 名以内

- (3) 該当学生については、成績通知書郵送時に保護者宛に通知します。

### 11. 掲示、休講、補講、欠席

#### \* 掲示

学生への通知は、主に〔掲示〕によって行いますので、掲示板を頻繁に見るように心掛けてください。都合により長期にわたり登校できないような事情が生じた場合は、大学での友人等を通じて掲示内容を知るように努めてください。掲示板を見ないことによって思わぬ不利益を招くことがありますので、くれぐれも注意してください。

掲示板設置場所

総合社会学部に関するもの・・・G館 1階 総合社会学部掲示板

#### \* 気象警報および交通機関のストライキなどによる休講措置

- (1) 気象警報による休講

暴風警報が大阪府（下表のいずれかの地域）に発表された場合、(3)のとおり休講措置を行います。また、授業時間中に暴風警報が発表されたときは、授業を中止して休講とします。

大阪府	大阪市	大阪市
	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
	東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市
	南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
	泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

(2) 交通機関のストライキによる休講

次のいずれかに該当する場合、(3)のとおり休講措置を行います。

①近畿日本鉄道が運行停止となったとき。

②J R西日本「大阪環状線」および大阪市営地下鉄が同時に運行停止となったとき。

(3) 気象警報および交通機関のストライキによる休講は、暴風警報が解除またはストライキが終了した時刻により以下のとおりです。

①午前6時までに解除・終了されたときは、平常どおり授業を行います。

②午前10時までに解除・終了されたときは、3時限目から授業を行います。

③午後1時までに解除・終了されたときは、6時限目から授業を行います。

④午後1時を過ぎても解除・終了されないときは、全時限休講とします。

(4) 上記以外に、特別な状況に応じて、授業を短縮または休講とすることがあります。

**\* 補講**

補講は、休講があった科目について、本来の時間割とは異なる日程で調整し実施されます。日程や教室については、「総合社会学部掲示板」にてお知らせします。日程・教室等に変更になる場合がありますので、随時確認してください。

**\* 欠席**

病気・ケガ等で欠席した場合は、欠席届の用紙（所定の様式）に欠席理由を証明する書類を添えて、総合社会学部事務部で手続きし、各自で授業科目担当教員に提出してください。

病気等・・・病院等の診断書

忌引き（三親等以内）・・・会葬礼状

なお、教育実習および介護等体験による欠席届は学務部で、課外活動（試合参加等）の場合は学生部で手続きし、各自で授業科目担当教員に提出してください。

**\* 学校感染症**

インフルエンザなど学校感染症と診断された場合には、総合社会学部事務部への連絡や証明書の提出が必要になります。詳細については本学ホームページで確認してください。

**12. 定期健康診断**

年度初めに行われる定期健康診断は、必ず受けなければなりません。病気、その他やむを得ない理由により、定期健康診断を受けなかった者は、速やかに保健管理センター（11月ホール3階）に届け出て、指示を受けてください。また、毎年春期に行う健康診断の結果に基づき、就職用などの健康診断証明書を発行しますので、指定日には必ず健康診断を受けてください。